随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	令和８年度　１号近鉄四日市駅交通ターミナルシェルター建築工事
工事概要	ターミナルシェルター施設（建築）　１式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 西村　拓 名古屋市中区三の丸２丁目５番１号
契約年月日	令和　８年　９月　１日
契約業者名	（株）大林組名古屋支店
契約業者の住所	愛知県名古屋市東区東桜１－１０－１９
契約金額	１，７９３，０００，０００円（税込み）
予定価格	１，７９９，２１５，０００円（税込み）
随意契約によることとした理由	国道１号近鉄四日市駅交通ターミナルは、近鉄四日市駅における新たな交通結節点として、３箇所に分散している路線バス・高速バスの乗降場を集約するとともに、憩いの場となる空間等を配置し、交通結節機能の強化を図り、駅前周辺を一大交通拠点とする人と物の流れや地域の活性化の促進を目的としており、工事箇所の直下にある地下駐車場の営業への影響を最小限としつつ、道路利用者の安全性確保、複数工事の輻輳に対する高度な工程管理等が必要な難工事を含み、地元行政や利用者等より早期完成が求められている事業である。 このため、四日市市が進める「中央通り再編事業」と調和・連携しながら、確実かつ安全に設計・施工する必要があるため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に則り、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案・交渉方式」を採用し、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定したうえで、株式会社 大林組と契約を締結し、令和５年12月に設計を完了、その後工事に着手している。 一方、本事業の計画の具体化を図ることを目的とした「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」にて、バス待ち列を覆うシェルター計画ではなくバスタ利用者の安全性及び利便性の向上を目的に、バスターミナル全面を覆うターミナルシェルター施設の設置を求められたため、本事業の着手済みの四日市交通ターミナル建設事業（以下、Ⅰ期事業という）とターミナルシェルター建築事業（以下、Ⅱ期事業という）として事業継続を図ることとした。 Ⅱ期事業で行うターミナルシェルター施設の設計・施工は、Ⅰ期事業で施工する建築施設と一体的な構造とし利用空間の確保及び経済性を考慮すること、工事箇所の直下にある地下駐車場への影響の最小化を図ることが重要である。 このため、Ⅰ期事業で採用した技術提案「近接する地下駐車場への影響の最小化に有効な対策の提案」等、現地の状況等専門的なノウハウや工法等を活用し、一貫した判断に基づき設計・施工することが、ターミナルシェルター施設を構築する上で不可欠である。 また、Ⅰ期事業とⅡ期事業は、一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものであり異なる事業者による施工では、構造・工程・安全管理の面で支障が生じるおそれがある。 なお、Ⅱ期事業に係る設計業務については、上記の理由により、既に同相手方と随意契約により締結し、設計を履行してきたところである。 よって、Ⅰ期事業の契約の相手方である株式会社大林組が本工事を実施する事が出来る唯一の者であることから、同者と随意契約するものである。 適用法令：会計法第２９条の３第４項 予算決算及び会計令第１０２条の４第３号
工事場所	三重県四日市市浜田町１番地先
工事種別	建築工事
工期（自）	令和　８年　９月　２日
工期（至）	令和１１年　３月３０日
備考	